

Title	能因の末裔
Sub Title	
Author	川村, 晃生(Kawamura, Teruo)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1984
Jtitle	三田國文 No.2 (1984. 3) ,p.11- 18
JaLC DOI	10.14991/002.19840300-0011
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19840300-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

能因の末裔

川村 晃生

希代の好土能因法師が没して後、その家系が如何なる命運を辿ったのか、とくに歌よみの家としてどのように存続したのかは、少なからず興味の惹かれる問題である。稿者はこの問題への糸口として、能因の子女達とくに能因の嫡子たる橘元任に焦点をあて、別稿「橘元任小考」⁽¹⁾において若干の考察を試みた。私見の及ぶところでは、おおむね元任は、処生、詠歌両面に亘って、能因の多大な影響を蒙りつつ生涯を終えたと思われる。そこで本稿では、さらに世代の降った能因の後胤に及んで、検討を加えてみたい。

まず「橘氏系図」(『尊卑分脈』『群書類従』卷六十三、所収)に依って嫡流を記すと、

永愷—元任—忠元—能元

とあって、能元以降については記載がない。また庶流の所伝も一切ない。元任以下すべて元が通字になっているのは、永愷(能因)の父名元愷に基づくものであろうか。

橘忠元についての所伝は皆無である。系図類は無注、また管見に入った記録類にも全くその名を検出し得ない。従って生没年、官人

活動、さらに詠歌活動など一切不問に付す以外ない。

これに対して、その子能元については、少なからず資料が残されている。まず『尊卑分脈』注には、「号高橋太、樂所預、従五下、詞花作者」とあり、樂所に勤仕する官人であつたらしい。同注に依れば「高橋太」と号したと言うが、類従本『橘氏系図』注には『号高橋平太』とあり、『勅撰作者部類』(『和歌文学大辞典』所収)もそれを踏襲する。しかし、橘太であれば橘氏の太郎(長男)のこととその意を解し得るが、高橋平太では意を汲み難く、橘太とあるのを可とすべきであろう。現に能元は、『教訓抄』(卷第十)の、大鼓を打つに際し失錯ある者六名の中に数えられて、「高橋太能元」と記されている。但し「高」の意味については不明である。ともかくも能元は、従五位下の楽人として官人生活を送ったと考えられる。

一方能元は、数首の和歌も詠み残している。まず『金葉集』(雜上、五七四)に、

僧都頼基、光明山にこもりぬとききてつかはしける 橘能元
うらやましうき世を出でていかばかりくまなき峯の月を見るらむ 返し
僧都頼基

もろともに西へや行くと月影のくまなき峯を尋ねてぞ来し

という贈答歌が残されている。僧都頼基は源基平の子で、行尊とは兄弟の關係になるが、『僧歷綜覽』によれば、保安元（一一二〇）年権少僧都、天承二（一一三二）年権大僧都となり、長承二（一一三三）年辞して翌三年十月二十一日、八十四才を以て卒している。これを逆算して生年を求めると、永承六（一一〇五）年生となる。

兩者の關係が何を縁に生じたのか、またどの程度の知友であったのか、今知るすべはないが、贈答歌の内容から推す限り、兩者はかなり昵懇の間柄であったと見るべきで、年令もさほどかけ離れてはいなかったと思われる。とすれば能元の生年は、頼基に準じて永承年間前後に仮定しても大過ないであらう。これは別稿に記した祖父元任の、寛弘四（一〇〇七）年頃の出生という推定と全く抵触しない。また右掲の贈答歌には、出家の身に対する能元の羨望の念が表われており、彼の性向の一面を窺わせてもいる。

また『詞花集』（秋、一二一九）に、

武蔵国よりのぼり侍りけるに、三河国のふたむら山の紅葉を見
てよめる 橘能元

いくらとも見えぬ紅葉の錦かなたれふたむらの山と言ひけむ

という一首がある。この歌は、他に初奏本『金葉集』三奏本『金葉集』、『後葉集』等に入集して、詞書及び歌本文にそれぞれ小異が存するが、とくに三奏本『金葉集』詞書には「甲斐国にまかりける道にて、ふたむら山の紅葉を見てよめる」と国名を違えて掲出されている点、注意される。同首は能元が地名「ふたむら山」に興を覚えて詠んだ歌であるが、その詠風は『能因法師集』中に見られる左の二首、

栗原の郡にて、そこにあるもの、これは音無の滝に侍り、また
河は昔河とぞいひ侍る、といへば、

田都人聞かぬはなきを音無の滝とはなどか言ひ始めけむ
112 いかにして言ひ始めける言の葉ぞ昔河にぞ問ふべかりける

などの詠と、地名への興じ方において共通するものがあると言える。この二首の能因詠も、陸奥の旅の最中に詠まれたものだが、能元の詠歌はこれらの能因詠に基いて詠まれたと思しく、能因から影響を受けた証例として指摘しておきたい。

右二首の他に、「天仁二（一一〇九）年十一月修理大夫頭季歌合」
（『平安朝歌合大成』〔田所収。証本なし〕）への出詠歌、

春駒

日を経つつ美豆の野沢の真菰草青めば春の駒ぞいばゆる

蘭

藤袴はた織る虫の織りたえて女郎花には着するなりけり

という二首が知られる。これらの歌は、頭季歌合への出詠という点で、当代の能元評価を伝えるのとともに、六条藤家との関わりを示して興味深い、さらに両首はそれぞれ、

あはづ野のすぐろのすすきつのぐめば冬立ちなづむ駒ぞいばゆる

（後拾遺集、春上、四五、権僧正静円）

秋来ればはた織る虫のあるなへに唐錦にも見ゆる野辺かな

（拾遺集、秋、一八〇、貫之）

に依つて詠まれたものと思しく、能元の和歌の素養を測る一応の尺度たり得よう。

ところで、能元についての考察は以上を以て粗粗尽くされるが、

なお検討すべき問題が残されている。それは系図類には現われない、能因の後裔と思しき歌人達についてである。まず『袋草子』（雑談、『袋草紙注釈』八三段）に見える橘栄職という人物について検討を加えたい。『袋草子』当該箇所は、「橘太君栄職へ、内記大夫取任子。古曾部入道之孫也。管弦者、歌仙、経説、歌唱、末代之好士也」と書き起こされ、以下、武蔵国への下向途次の宿所で旧知の半女と邂逅し、女が、

古のその姿にはあらねども声は変らぬものにぞありける
と詠んだのに対し、栄職が、

古のその姿にはあらねども声は変らぬものと知らずや
と返した、と話が展開している。そして「此返歌之躰一説歟、於非好士難存事也。橘公旧好事ニテ相称、尤有興云々。」とこの返歌の手法に栄職の好士ぶりを認めつつ、話を閉じている。

この橘栄職について、他に管見に入った資料を示せば、まず『中右記』康和四（一一〇二）年三月九日、及び同十八日の两条が挙げられる。各日は、白河院五十賀試案及び同御賀の日で、それぞれ「橘栄職左大鼓」「栄職左大鼓・独着束帯、候衆屋不乗船」と記されて、大鼓の楽人として勤仕していることが知られる。

さらにまた栄職は、二首の詠歌を詠み残している。

（題しらず）

世中は思ひでもなしと思へども花に心のとまりぬるかな

この歌は『続詞花集』（春下）に収載されている歌であるが、花のために現世への執心が捨て切れないう点で、左の能因の、世中を思ひ捨ててし身なれども心よわしと花に見えぬる

（後拾遺集、春上、一一七）

という一首が意識されていると思われる。またもう一首、

花下日暮

橘栄職

尋ね来て花見る程に山里の入相の鐘の声聞こゆなり
という詠は、『和歌一字抄』（巻之上、暮の項）に収められているが、この歌にも明らかに、能因の、

山寺の春の暮

山里を春の夕暮来て見れば入相の鐘に花ぞ散りける

（能因集、八四）

という一首が色濃く影を落としている。すなわち栄職詠二首は、いずれも能因からの顕著な影響が指摘されるのであり、さらにその二首を収める撰集が、いずれも藤原清輔の撰になるものである点、注意される。

では、この橘栄職及び父の取任とは、一体如何なる人物なのか。兩名が能因の孫であり子であるとする『袋草子』の所伝と、彼らが系図類に一切見えないという事実とを、どう結びつけなければよいのだろうか。無論系図がすべての末孫を掲げるものではないことは自明のことだが、ちなみに『袋草紙注釈』（昭49、塙書房）の両者について注を見てもよい。当該箇所には、

○栄職―キッタノキミヒデモト。橘氏。橘太は橘氏の太郎君の意で名づけたものか。『尊卑分脈』に依れば、永愷（能因法師）の曾孫に、能元があり、「従五位下、楽所預、号高橘太」とある。忠元の子。生没年未詳。『金葉集』初出の勅撰歌人。

○取任―未詳。静本（静嘉堂文庫蔵本「橘者注」）は「助任。」永愷の孫、橘忠元の前名か。父は元任。

とあって、論拠は示していないが、栄職Ⅱ能元、取任Ⅱ忠元とい

う、同一人物の可能性を高く示唆している。となれば、『袋草子』の「古曾部入道之孫」という本文は、「古曾部入道之曾孫」と訂正されて然るべきだが、ここで『袋草紙注釈』説の蓋然性を検討してみたい。まず忠元、取任兩名については、資料が皆無であるため検討のすべもないが、その子能元と栄職については、その残されている資料を比較検討すると、両者に共通する要素がきわめて多く、また両者を同一人物と見做しても矛盾しない点がいくつあることを指摘し得るのである。以下にそれらを列記してみたい。

(1) 栄職は橘太君と号し（袋草子）、能元は高橘太と号している（『尊卑分脈』注）。

(2) 両者とも大鼓を奏する楽人である（栄職―『中右記』、能元―『教訓抄』）。

(3) 栄職の詠歌（二首）も、能元の詠歌（『詞花集』所収歌）も、能因からの影響が顕著である。

(4) 両者とも武藏国に下向した形跡がある（栄職―『袋草子』、能元―『詞花集』所収歌）。

(5) 栄職は藤原清輔の撰集において評価されており、能元は顕季家歌合への出詠が見られるなど、六条藤家との関わりが深い。

(6) 両者の、知られる唯一の活躍年代が、栄職は康和四（一一〇二）年（中右記）、能元は天仁二（一一〇九）年（顕季家歌合）と、きわめて近接している。

等々である。

さらに『注釈』が「ヒデモト」と訓じている「栄職」の訓について検討を加えたい。「職」は、『色葉字類抄』（前田本、黒川本。名字）に「モト」と訓じ、『大漢和辞典』（名乗）にも「ツネ、モト、

ヨリ、ヨシ」とあるから、「モト」と訓すべきであろう。一方「栄」は、『大漢和辞典』（名乗）には、「ヨシ、ヒデ」二種の他に七種の訓が見えるが、『類聚名義抄』には「ヒデ」の訓はなく、「ヨシ」の訓が存する。さらに『色葉字類抄』（前田本、黒川本。辞字）にも「ヨシ」と訓まれていて、「ヒデ」の訓は存しない。従って訓の妥当性から言えば、『注釈』訓の「ヒデモト」よりも、「ヨシモト」の方が適っているのではないかと思われる。そして栄職がヨシモトであれば、それはそのまま能元の訓に一致する。すなわち、前掲(6)項の活躍年代から推して、一一〇二―九年の間における栄職から能元への改名の可能性は、十分に考慮されてよい。

以上の如き検討を経て、かりに栄職が能元と同一人物とすれば、栄職の父取任と能元の父忠元も、同一人物と考えるのが必然であろう。そこでひとまず、取任Ⅱ忠元と仮定して考察を進めると、取任は（父）元任と任が通字になっており、しかも『袋草子』には八内記大夫取任Ⅰと記されて、内記大夫であった元任と全く同一の官位である^③。これらの諸点を勘案すれば、取任が元任の嫡子である可能性も考慮されてよいであろう。

しかし一方、以上の記述を以てしても、取任、栄職父子がともに改名した理由は全く不明である。また右の論拠の限りにおいては、取任が元任子で、忠元と兄弟という関係も全く想定できないわけではなく、いちがいに同一人物とも断定できないのである。つまり上述の諸条件は、ほとんどそのまま取任、忠元が兄弟の関係にあって^④も成り立ち得るのであり、系図化して言えば、

永愷―元任―忠元―能元
取任―栄職

という関係も否定しきれないのである。稿者は、能元Ⅱ栄職という同一人物の可否については、ひとまず保留しておきたい。既述の如く、その可能性はかなりあるが、それを断定に導き得るほどの論拠を示し難いからである。

ところで、右の問題をさらに複雑化させるもう一人の歌人がいる。それは、『後拾遺集』及び『金葉集』に各一首を残す勅撰歌人・橘成元である。成元は『勅撰作者部類』に「五位近江掾。橘。永保元年十一月六日任近江少掾」とあり、彰考館本『後拾遺集』勅物には、「散位從五下、号和歌橘大夫、馬大夫、世々焉大夫」(上野理『後拾遺集前後』所収のものによる)とある。但し、山之内恵子、増淵勝一編『後拾遺和歌集作者ノート』(3)^⑤は、末尾一項を「世二鳥大夫」と異なった読みを示しており、次掲資料との関連からして「世二鳥大夫」と読むべきかと思考する。すなわち『袋草子』(撰者故実。『注釈』本一四九段に、「一以孝善青衛門歌立三一番、以成元鳥橘太歌立三一番」とあり、孝善の表記との対偶関係で言えは、成元には鳥橘太なる異名があったと読み取れるからである。^⑥

では成元は能因の末裔に連なるのかどうか、そしてそうだとすれば成元の父は誰なのか。この問題について明確な解答を提出しているのは、管見に入った限りの資料では、唯一つ八代集抄本『金葉集』勅物のみである。すなわち該当箇所(一一五番注)には「忠元子」と記されており、成元が忠元の子であったことを明示している。この注記は、他の『後拾遺集』『金葉集』勅物には一切見られず、従って八代集抄本が何に依って記したのかも不明である。

ところがこの八代集抄本勅物の記載に信を置くと、事実の認定や推定の上で、少なからず齟齬が生じる。すなわち一つには、後述す

る成元の歌人活動の初見年時―天喜六年(一〇五八) 公基歌合―が、その推定生年と整合しないのである。つまり能因の九八八年生を起点に、それぞれ二十歳時に長子を儲けたと仮定して試算すると、元任は別稿に記した如く一〇〇七年生、忠元は一〇二六年生、成元は一〇四五年生となり、彼の初見の出詠歌合―天喜六年公基歌合―の折には十四歳となり、若令にすぎることになるのである。またかりにこの試算には、年令の推定上の誤差があることを認めて、年令上の問題が解決したとしても、さらに矛盾することがあるのである。それは既述の如く、能元が高橘太と名乗っているにもかかわらず、成元も鳥橘太と号している事実である。すなわち忠元所生の、橘氏太郎を名乗る長子が二名いることになる。これは明らかに矛盾であり、いずれか一方を誤伝と考えねば解決し難い。そこで稿者は、既掲資料のうち、八代集抄本勅物の記載に疑問を提しておきたい。まず同勅物は、既述の如く勅撰集勅物史においては単独の記述で、他に類例の見られない点や、時代的にもかなり遅れるものである点などから、いささか信憑性を欠くと言える。しかも前述の如く、能元が十二世紀初頭にその活動が見られるのに比して、成元は永保元年(一〇八一)近江掾に任じ、『勅撰作者部類』、また後述する如く十一世紀後半の歌合にしばしば詠進しているなどの点から、成元の活躍年代を想定すると、忠元の子の世代より、忠元の世代に位置すると考えた方が妥当であると思われる。したがって、成元Ⅱ忠元子という可能性は低く見る方が穏やかで、八代集抄本勅物は額面どおりには受けとめ難いと考えたい。

では、成元が忠元の子と見做し難いとすれば、成元の父は一体誰なのであろうか。またはたして成元は、能因の末裔につながるのか

どうか。この問題への手がかりは、まず成元という命名に求められよう。この名称は、忠元・能元に準じるものであり、これからして成元は忠元の周辺に位置すると推量される。しかし名称の類同性のみを以て論拠とはなし難く、ここでしばらく成元の和歌活動に目を転じてみたい。

まず成元詠の所在を示すと、『後拾遺集』（春下）一首、『金葉集』（夏）一首、『続詞花集』（夏）一首、『和歌一字抄』四首、(A)「天喜六年（一〇五八）八月右近少将公基歌合」三首、(B)「康平六年（一〇六三）十月三日丹後守公基歌合」一首、(C)「延久四年（一一〇七）三月十九日能登守通宗多宮歌合」一首、(D)「寛治五年（一一〇九）八月廿三日左近衛中将宗通歌合」一首、(E)「寛治五年十月十三日從二位親子草子合」一首である。うち歌合(D)は、作者名が散位藤原成元となっているが、萩谷氏の御指摘に従い、しばらく橘成元としておく。以上のうち重出歌を除くと、成元の詠歌数は十三首となるが、さらに『散木奇歌集』（俊頼一、一六〇五a）に俊頼との連歌が存する。右の如き概況から、成元は和歌橘大夫と号したというにふさわしく、当代歌合への詠進等においてその詠歌活動はかなり広汎にわたったと見てよいであろうが、ではこのような成元の旺盛な詠歌活動にはどのような背景があったのか、彼の交遊関係から検討を加えたい。

成元の貴族歌壇への登場は、「天喜六年八月公基歌合」を以て嚆矢とする。成元と公基との関係は明らかでないが、本歌合が「範永宅歌合」という別称を以て伝来されたことからも理解されるように、本歌合における判者藤原範永の果たす役割はきわめて大きい。詳細は『平安朝歌合大成』(四)における萩谷氏の解説に譲るが、勅撰歌

人たり得ない公基が、本歌合を主催し挙行し得たのも範永の力に依るところが大きいと推測されるのであり、歌合の運行における実質的な推進者は範永であったと見るべきであろう。したがって出詠歌人の選択なども、範永の裁量に委ねられたものと考えられる。そこで、かりに成元が能因の末裔にたつらなる歌人であれば、能因と和歌六人党や範永との緊密な関係からして、範永がそれまで歌合などに縁の遠かった成元を、歌人として積極的に引き立てようとする目論んだことも、当然予測される。(A)歌合出詠歌人の中で、(B)の後度歌合（判者藤原範永）にも再び詠進したことが知られるのは成元一人であり、範永の（未だ無名歌人とも言ふべき）橘成元への評価は尋常でないといえることができる。このことは、能因と範永との密接な関係を考慮に入れると、成元が橘氏永愷系の血を引く歌人であることを、暗に示しているとは言えないだろうか。

ところで掲出の歌合や関係資料を具さに見ていくと、さらにもう一つの交遊関係が想定される。まず『和歌一字抄』（上、廻の項）に、

秋花廻水

源縁

池水をかがみとや見る女郎花萩の錦をおりたてにして

同

国基

秋の野をうつせば宿の池水は岸のままにぞ花はにはへる

同

橘成元

立ちよらむかたこそなけれ女郎花野中の清水むすぶばかりに

以上同座

と見えて、成元は源縁や津守国基などの参会する歌会に列席した形跡が存する。そしてさらに既掲の歌合を見ると、(B)(C)(D)と、成元

の出詠した五度の歌合のうち四度まで、国基が歌人として和歌を出詠しているのに気付かされる。国基は治安三年（一〇二三）生であるから、成元とは同世代かやや上の世代で、同輩もしくは先輩歌人として成元に接したと推測される。藤原範永が成元の貴族歌壇への道を切り開いてくれたのち、成元が数々の歌合や歌会に出詠し得たのは、案外国基などが後楯となっていたのかもしれない。

次に成元の詠歌について検討を加えたい。成元は前述の如く、連歌を含めると十四首の詠歌を残しているが、それらを見ると、他の永愷系歌人と同様に、能因からの影響を受けた詠歌が数首指摘できるのである。まず、

桜花道見えぬまで散りにけりいかはすべき志賀の山越え

（後拾遺集、春下、一三七）

の一首には、『後拾遺抄註』がすでに指摘する如く、「志賀の山越えに、女のおほくあへりけるによみてつかはしける／梓弓春の山辺を越え来れば道もさりあへず花ぞ散りける」『古今集』一一五、貫之）を受容する形で、左の能因の、

春霞志賀の山越えせし人にあふちする花桜かな

（永承五年祐子内親王歌合）

という一首からの影響が認められる。また、

五月雨にますげの笠もくちぬべしたまゆらかわくほどしなれば

（寛治五年親子草子合。題、五月雨）

には、同じく五月雨題の下に詠まれた能因の、長元八年頼通歌合出詠歌稿群の一首

五月雨になりにけらしなふみしだく田子の裳裾をほすほどもなし

（能因集、一六一）

との類似性が指摘されよう。このように両者の間に少なからず影響関係が認められるとすれば、成元の、

草枕信太の森に旅寝して山郭公一声ぞ聞く（寛治五年宗通歌合）

という一首には、『後拾遺集』（一八九）に入集して信太の森と郭公との関係を決定づけた、能因の

夜だけに明けばたづねて聞かむ郭公信太の森の方に鳴くなり

という一首が背景にあるのではないかと思われる。

以上述べ来たった如く、橘成元という歌人は、成元という名称を初めて、範永との関係と言い、詠歌内容の傾向と言い、能因の末裔につらなる条件を具えた歌人だと言うことができる。したがって本稿においては、成元を世代的には能因の孫辺りに位置する、橘氏永愷系の歌人と認めておきたい。

右に概述して来た如く、橘氏永愷系の歌人達はおおむね能因の詠歌を拠り所として和歌を詠む傾向を有し、また能元、栄職などは能因に同じく好土的な側面をも具えていた。これらの特徴的な属性は、別稿において指摘した如く、橘元任についても顕著に認められる。とすれば、つまるところ能因という存在は、能因の末裔にとつて、詠歌は勿論のこと処生においてすら、無二の指標であったと言えるのではないか。彼らの多様な人生の局面に、能因という存在は影を落とし続けたと推測される。そしてそのことは、彼ら能因の末裔たちを享受する周辺の人々にも意識されていたと見てよいようである。たとえば平野由紀子氏が指摘されたように、橘元任の勅撰入集歌五首のうち三首までが、能因詠に接して配列されている如き事実⁽⁷⁾は、その顕著な証例であろう。彼らが能因を追慕して生き、その周

辺の人々も彼らを能因の末裔として理解しようとしていたとすれば、結局彼ら末孫にとっては、能因の残影に寄りかかりつつ生きていることが、橘氏永愷系に生を享けた証しであり、誇りでもあったと想像されるのである。

△注▽

- (1) 『日本古典文学会々報』(第99号。昭58、11)
 - (2) 「悪源太義平」などと同種の呼称であろう。単純に解すれば、高は背の高いの意か。注(6)参照。
 - (3) 元任の官位「内記大夫」については、別稿にやや詳しく触れた。
 - (4) 能元が忠元の、栄職が取任の、それぞれの長子として橘太と称したという可能性は存する。
 - (5) 『立正女子大学短期大学部研究紀要』(14。昭45、12)
 - (6) 鳥橋太の鳥についても、高橋太に同じくその意は判然としない。色黒であったことから付いた異名であらうか。高橋太とともに、『後拾遺抄』の「能因ノ為_レ躰色黒長高テ」という所伝が想起される。
 - (7) 「能因集の一研究―家集の自律的世界―」(『寝覚物語対校・平安文学論集』昭50、9。風間書房)
- 〔付記〕本稿中、『中右記』における橘栄職の記事などについて、川上新一郎氏から御教示を得た点がある。記して謝意を申し上げる。